

認証アーキビスト審査細則

令和2年6月3日
国立公文書館長決定

(趣旨)

第1条 この細則は、認証アーキビスト審査規則(令和2年6月3日国立公文書館長決定。以下「審査規則」という。)に基づき、詳細な事項を定めるものとする。

(知識・技能等)

第2条 審査規則第3条第1号の「大学院修士課程の科目」とは、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)の施行後に実施された学習院大学大学院アーカイブズ学専攻その他大学院修士課程でアーキビスト認証委員会(以下「委員会」という。)が認めた科目とする。

2 審査規則第3条第1号の「関係機関の研修」とは、公文書管理法の施行後に実施された国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ及びⅢ、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ(長期)その他関係機関の行う研修で委員会が認めた研修とする。

(実務経験年数)

第3条 審査規則第3条第1号ロに定める実務経験3年(36月)の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 1月の勤務日数が13日以上の方は、その月を1月として換算する。
- (2) 1月の勤務日数が12日以下の方は、各当該月の勤務日数を合算し、13日を1月分として換算する。
- (3) 認証の申請書類提出期限の日までの勤務日数を含むことができる。
- (4) 一日当たりの勤務時間数にかかわらず勤務日数により算定する。
- (5) 複数機関での実務経験を合算するものとする。
- (6) 育児及び介護等による休業、並びに心身の故障のため長期の休養を要したこと等により、現に実務を行っていない期間は除くものとする。

2 審査規則第3条第2号に定める実務経験の算定については、前項を準用する。この場合において、前項中「3年(36月)」とあるのは、「5年(60月)」と読み替えるものとする。

(調査研究能力)

第4条 審査規則第3条第1号ハ及び第2号の「アーカイブズに係る調査研究実績」とは、アーキビストの職務基準書(平成30年12月独立行政法人国立公文書館)で示された職務(公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及)やその職務を遂行する上で必要となる知識・技能等に関する調査研究実績とする。

2 審査規則第3条第1号ハ及び第2号ロの「紀要の論文等」とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、書籍等の翻訳物、資料紹介、調査報告、業務報告書等は除く。

- (1) 学術雑誌に掲載された論文又は研究ノート
- (2) 各機関が発行する紀要等に掲載された論文又は研究ノート
- (3) その他委員会が認めた著作物

第5条 審査規則第3条第1号の認証要件に該当するとして申請する者は、知識・技能等について、審査規則第5条第1項第2号又は第3号の書類を一つ以上提出するものとする。
(実務経験説明書)

第6条 審査規則第5条第1項第4号の実務経験説明書に記載した事項については、所属長等からの確認を得ることとする。

- 2 複数機関での実務経験を合算して3年以上(ただし、審査規則第3条第2号に該当する者にあつては5年以上)となる場合は、各該当機関の所属長等からの確認を得ることとする。

(調査研究実績)

第7条 審査規則第5条第1項第6号の調査研究実績が、分担執筆の場合は、担当部分を説明することとする。

(認証アーキビスト名簿)

第8条 審査規則第8条第3項及び第13条第3項の「認証番号」は、「JCA○○○○(西暦)○○○(通し番号)」とする。

- 2 審査規則第8条第3項及び第13条第3項の「氏名」、「所属名」及び「現住所(都道府県名)」は、登録料納付時のものとする。

- 3 審査規則第8条第3項及び第13条第3項の「所属名」及び「現住所」は、本人の同意を得て、公表するものとする。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の審査等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、令和2年6月3日から施行する。